

災害時における施設等の提供協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所（以下「乙」という。）とは、災害時における施設等の提供協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、交通の途絶のため容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（開放施設）

第2条 乙は、千葉国道事務所1階の一部（55㎡）を滞在（休憩）場所とし、開放する。

（支援内容）

第3条 地震、風水害等の災害時に、乙は第2条に定める施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として乙の施設の利用が可能な範囲で、次の事項について帰宅困難者への支援を行うものとする。

- （1）滞在（休憩）場所の提供
- （2）トイレ及び水道水の提供
- （3）飲料水、食料、ブランケット等の支援物資の提供
- （4）周辺の被害状況、道路状況及び鉄道の運行状況等の情報提供

（支援要請）

第4条 乙は、甲が口頭、電話、電子メール等による帰宅困難者受入れを要請し、乙の判断による施設の安全を確認した後、受入れを開始するものとする。

なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

2 乙は、帰宅困難者の受入れを困難と判断した場合には、その旨を甲に連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れを行ったときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入れのための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により甲が負担すべき経費
- （2）その他甲乙協議により甲が負担すべき経費

(支援期間)

第7条 この協定に基づく支援期間は、最長で発災後3日間(72時間)の運営を標準とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年12月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれからか協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月1日